

公益財団法人みずほ福祉助成財団の車椅子贈呈候補者募集要領

1. 事業内容

公益財団法人みずほ福祉助成財団では、障害児・者の方の福祉向上を目的として、福祉施設に車椅子を贈呈する取組を行っており、令和6年度は滋賀県の福祉施設が対象となっております。

※贈呈される車椅子は本県全体で1～2台です。

2. 対象となる施設

社会福祉法人が運営する障害児・者支援施設とします。

なお、次の場合は対象外となります。

- ・老人ホーム
- ・特定の個人が占有して利用する場合

※公平の観点から、各法人からの申込は、1施設（事業所）までとさせていただきます。

3. 贈呈車椅子等について

次の①～③で、希望する車種を選択してください。

- ① 電動車椅子（JW アクティブ PLUS+S タイプ）ヤマハ
- ② 自走式車椅子（MS-Ⅲ アーバン）日進医療器
- ③ 自走式ティルト&リクライニング車椅子（NAH-UC）日進医療器
（オプション品や付属品等に関しては、予算の範囲内で販売店と相談になります）

また、贈呈台数は①の電動式であれば1台、②や③の自走式であれば2台となります。

（②・③の組み合わせは自由です）

4. 公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦について

公益財団法人みずほ福祉助成財団への推薦基準は次のとおりです。県において選考のうえ、1者を候補者として推薦します。

- （1）車椅子の導入について、必要度が高い施設であること
- （2）車椅子を日常的に有効に活用する施設であること
- （3）車椅子の使用に際して、適切な指導者がいる施設であること
- （4）車椅子の維持管理態勢を構築できている施設であること
- （5）当県の環境や現況に照らし、贈呈が相応しいと判断される障害児・者支援施設であること
- （6）前5項の規定にかかわらず、法人の役員等（会長、副会長、事務局長、理事、監事もしくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者または当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有するものをいう。）が次のいずれかに該当する者であるとき、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的

に關与していると認められるときは、推薦の対象としません。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者
- オ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または關与している者
- カ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき關係を有している者
- キ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5. 募集期間

令和6年4月15日～同年5月31日（必着）

6. 提出書類一覧

- (1) 申込書（法人の印鑑を押印してください）
- (2) 定款（直近のもの）
- (3) 現在事項証明書（3か月以内、写し可）
- (4) 役員等名簿（直近のもの）
- (5) 法人および施設の概要が分かる資料（パンフレット・ホームページの印刷資料等）
- (6) 施設の今年度事業計画および予算書
- (7) 法人全体および施設の直近期決算書（貸借対照表、事業活動・資金収支計算書、財産目録）
- (8) 参考記載事項
- (9) 同意書および誓約書

※提出書類は正本・副本の2部提出願います。

なお、副本については、全て正本のコピーで構いません。

7. 申込先について

申込先

（障害福祉課まで郵送または持参してください）

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 企画・指導係

（「みずほ福祉助成財団 2024年度「車椅子」申込書 在中」と朱書きで記入）

T E L : 077-528-3544（内線 3544）

F A X : 077-528-4853

8. 贈呈時期

令和6年11月～令和7年1月（予定）